

自動車事故費用共済団体約款

広島県中小企業共済協同組合

自動車事故費用共済団体約款

広島県中小企業共済協同組合

(共済契約の締結)

第1条 自動車事故費用共済団体約款(以下「共済契約」といいます。)は、この約款によって締結します。

(共済金受取人)

第2条 本共済契約における共済金受取人は、共済契約者とし、共済金受取人を変更することはできません(遺言による場合も同様とします。)

2 共済金の支払事由が生じた場合に、共済金受取人が既に死亡しているときは、次の順位に従って共済金を支払います。

(1) 共済契約者の配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者(別表Ⅰのとおりとします。))がいる場合には、その者を配偶者とみなします。)

(2) 共済契約者の子

(3) 共済契約者の孫(孫が死亡している場合は、その代襲相続人)

(4) 共済契約者の父母

(5) 共済契約者の祖父母

(6) 共済契約者の兄弟姉妹

3 前項において同順位の共済金受取人が2名以上ある場合には、それらのものの協議により、代表者1名を定めるものとします。この場合には、その代表者は他の共済金受取人を代理するものとします。

(被共済自動車および被共済自動車の範囲)

第3条 被共済自動車は、共済契約者の所有、使用または管理に属する自動車であって、共済契約締結の際にあらかじめ所要事項記載の登録簿を提出して登録するものとします。

2 被共済自動車として登録できる車種の範囲は、次のとおりとします。

(1) 自家用乗用自動車

(2) 自家用軽乗用自動車

(3) 自家用普通貨物自動車(2t超)

(4) 自家用普通貨物自動車(2t以下)

(5) 自家用小型貨物自動車

(6) 自家用軽貨物自動車

(共済責任の範囲)

第4条 共済責任の範囲は、被共済自動車を次に掲げる者が運転中の場合に限り、事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生ずる共済契約者の経済的負担とします。

(1) 共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その役員および職員もしくはその法人の業務を行う者)とします。

(2) 共済契約者の同居の親族および別居の未婚の子(共済契約者が法人である場合を除きます。「親族」とは6親等以内の血族、3親等以内の姻族とします。)

(3) 共済契約者が雇用している者

(4) 共済契約者が届け出た共済契約証書記載の運転者

2 前項第4号の届け出る運転者は、2名以内とします。

(共済期間)

第5条 共済期間は1年とし、共済責任開始日は、原則として初回共済掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前零時とします。

2 共済期間満了の日から2週間前までに、広島県中小企業共済協同組合(以下「組合」といいます。)または共済契約者より特に通知のない限り、当該共済契約は更新継続とします。

3 前項の規定により共済契約が更新継続される場合、組合が更新を認めない場合を除き、共済契約を更新前の契約条件で自動的に更新します。ただし、共済契約者が、組合が定める提出期日までに共済契約を更新しない旨を組合に所定の書面により通知したときは、共済契約は更新されません。

(共済金額の限度)

第6条 共済金額の限度は、被共済自動車1台につき300万円とします。

(超過契約の無効)

第7条 第6条(共済金額の限度)の規定に基づく限度額を超えた共済契約については、その超えた部分の共済契約は無効とします。この場合において、無効となった部分に対応する共済掛金は、遅滞なく共済契約者に返還します。

(共済掛金)

第8条 共済掛金は、次のとおりとします。(共済金額300万円につき)

車種	共 済 掛 金	
	年 払	月 払
(1) 自家用乗用自動車	12,000円	1,000円
(2) 自家用軽乗用自動車	12,000円	1,000円
(3) 自家用普通貨物自動車(2t超)	12,000円	1,000円
(4) 自家用普通貨物自動車(2t以下)	12,000円	1,000円
(5) 自家用小型貨物自動車	12,000円	1,000円
(6) 自家用軽貨物自動車	12,000円	1,000円

(共済掛金の払込)

第9条 共済掛金は、共済契約締結と同時に払い込むものとします。ただし、別に定める共済掛金口座振替および分割払特約条項Ⅱ型により、共済掛金の口座振替および分割払をすることができます。

2 共済金を支払うべき事由によって第22条(共済契約の失効)第1項第1号に該当した場合、1年分の共済掛金のうち分割払の未納分があるときは、これを徴収します。

(共済金の支払)

第10条 組合は、被共済自動車が第16条(共済金の種類)の担保内容のいずれかに該当した場合は、共済契約存続中に限り、その被共済自動車について定められた共済金を共済金受取人に支払います。

2 共済金支払の対象となる治療中に共済契約の満期日が到来した場合、引き続き共済契約がなされないときは、満期日経過後の共済金は打切りとします。

(他の身体の障害または疾病の影響)

第11条 組合は、次の各号に該当する事由により、第6条(共済金額の限度)ならびに第16条(共済金の種類)に規定する被共済自動車の事故により生じた傷害が重大となったときは、その事由がなかったときに相当する金額の共済金を支払います。

(1) 被共済自動車の事故により傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと

(2) 被共済自動車の事故により傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した交通事故による傷害もしくは傷害または疾病が影響したこと

(3) 被共済自動車に搭乗する者が、正当な理由がなく治療を怠ったこと、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと

(保障期間等の制限)

第12条 交通事故発生後365日を経過しても治癒しない場合は、365日をもって打切りとします。

(支払共済金の競合)

第13条 共済期間内において、第16条(共済金の種類)に定める共済金を重ねて支払うべき場合は、同一事故について、死亡事故共済金相当額を限度として支払うものとします。

(通知義務)

第14条 共済契約者または共済金受取人は、次の各号に定めるときは速やかに組合に通知するものとします。

(1) 死亡事故が発生したとき

(2) 共済契約者が住所または氏名を変更したとき

(3) 被共済自動車を交代するとき

(4) 被共済自動車を廃車または譲渡するとき

(5) 第4条(共済責任の範囲)第1項第4号に掲げる運転者を交代するとき

2 共済契約者は、被共済自動車に事故が発生したときは、事故発生の日から30日以内に、事故発生の日時、場所、および状況等を記載した組合所定の事故発生報告書を提出しなければなりません。

3 共済金受取人が、本条に定める通知を行わなかったとき、またはその通知の際に知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、組合は、正しい通知が行われていれば支払義務を負わなかったと認められる額及び支出を免れたと認められる額を共済金から控除して支払います。

(共済契約内容の調査)

第15条 組合は、いつでも共済契約の内容につき必要な事項を調査することができます。

(共済金の種類)

第16条 共済金の種類は次のとおりとします。

(1) 共済契約者側に死亡、後遺障害もしくは負傷者が生じたとき

イ 死亡事故共済金

被共済自動車の共済期間内の事故により、事故の日から180日以内に死亡

者が生じたとき、1事故につき第6条（共済金額の限度）に規定する共済金額相当額を支払います。

ロ 後遺障害事故共済金

被共済自動車の共済期間内の事故により、事故の日から180日以内に後遺障害者が生じたとき、1事故につき死亡事故共済金相当額に後遺障害の程度に応じ、別表Ⅱに掲げる割合を乗じた金額を支払います。ただし、後遺障害者が複数のときは、死亡事故共済金相当額を上限に、当該後遺障害者それぞれの等級に応じた金額を支払います。後遺障害の程度の判定は、傷害の治癒した日もしくは症状の固定した日によります。

ハ 入院院事故共済金

被共済自動車の共済期間内の事故により負傷者が生じ、その身体に被った傷害に対して医師の治療を受けたとき、1事故につき支払日数180日を限度として、入院・通院支払日額に当該入院、または通院の日数を乗じた金額を支払います。ただし、負傷者が複数のときは、死亡事故共済金相当額を上限に、当該負傷者それぞれの入院または通院日数に応じた金額を支払います。また、1負傷者の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

入院・通院支払日額の区分
入院 1人1日につき5,000円
通院 1人1日につき2,500円（実際に通院または往診を受けた日数に限りま

(2) 相手側に死亡、後遺障害もしくは負傷者が生じたとき

イ 死亡事故発生見舞金

被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、事故の日から180日以内に死亡者が生じたとき、1事故につき死亡事故共済金相当額の100分の10に相当する金額を死亡事故発生見舞金として支払います。

ロ 入院院事故発生見舞金

被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により負傷者が生じ、その身体に被った傷害に対して医師の治療を受け、入院または通院あるいは入院院をしたとき、1事故につき死亡事故共済金相当額の100分の1に相当する金額を入院院事故発生見舞金として支払います。

ハ 死亡事故解決支援金

被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、事故の日から180日以内に死亡者が生じたとき、1事故につき死亡事故共済金相当額を支払限度額として、共済契約者が当該事故に起因して支払った経済的負担に相当する額を死亡事故解決支援金として支払います。ただし、すでに死亡事故発生見舞金の支払いがあった場合には、死亡事故共済金相当額から当該支払額を差し引いた金額を支払限度額とします。

ニ 後遺障害事故解決支援金

被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、事故の日から180日以内に後遺障害者が生じたとき、1事故につき死亡事故共済金相当額に後遺障害の程度に応じ、別表Ⅱに掲げる割合を乗じた金額を支払限度額とし、共済契約者が当該事故に起因して支払った経済的負担に相当する額を後遺障害事故解決支援金として支払います。ただし、後遺障害者が複数のときは、死亡事故共済金相当額を上限に、当該後遺障害者それぞれの等級に応じた金額の合計額を支払限度額として、共済契約者の経済的負担に相当する額を支払います。後遺障害の程度の判定は、傷害の治癒した日もしくは症状の固定した日によります。

ホ 入院院事故解決支援金

被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により負傷者が生じたときは、1事故につき支払日数180日を限度として、入院院支払日額に当該入院の日数を乗じた金額を支払限度額とし、共済契約者が当該事故に起因して支払った経済的負担に相当する額を入院院事故解決支援金として支払います。ただし、負傷者が複数のときは、死亡事故共済金相当額を上限に、当該負傷者それぞれの入院院事故解決支援金の金額の合計を支払限度額として、共済契約者の経済的負担に相当する額を支払います。

入院院支払日額の区分
入院 1人1日につき5,000円（通院とは、実際に通院または往診を受けた日数に限りま

2 1事故につき、死亡事故発生見舞金と入院院事故発生見舞金が支払われる場合には、死亡事故共済金相当額を限度として、そのいずれも支払うものとします。

3 1事故につき、後遺障害事故共済金、入院院事故共済金、死亡事故解決支援金、後遺障害事故解決支援金ならびに入院院事故解決支援金が支払われる場合には、死亡事故共済金相当額を限度として、そのいずれも支払うものとします。

(共済金の使途)

第17条 前条（共済金の種類）第1項第2号ハ～ホにおける共済契約者の当該事故に起因して支払った経済的負担に該当する項目は、次のとおりとします。

(1) 死亡事故解決支援金

- イ 香典供花料
- ロ 葬儀関係諸支出
- ハ 共済契約者が事故解決のために示談または弁護士に要した費用
- ニ 共済契約者の喪失利益
- ホ その他、事故解決のために要した費用

(2) 後遺障害事故解決支援金および入院院事故解決支援金

- イ 療養雑費
- ロ 共済契約者が事故解決のために示談または弁護士に要した費用

- ハ 共済契約者の喪失利益
- ニ その他、事故解決のために要した費用

(共済金の請求手続)

第18条 共済契約者は、第16条（共済金の種類）に規定する共済金の支払いを受けられる状態となったときは、60日以内に、次の書類を提出して共済金を請求しなければなりません。

(1) 死亡事故共済金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 所定の書式による医師の死亡診断書または死体検案書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金受取人の印鑑証明書
- ホ イ～ニのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(2) 後遺障害事故共済金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 所定の書式による医師の障害診断書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金受取人の印鑑証明書
- ホ イ～ニのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(3) 入院院事故共済金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 所定の書式による医師の診療証明書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ イ～ハのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(4) 死亡事故発生見舞金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 新聞記事等死亡の事実が確認できるもの
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金受取人の印鑑証明書
- ホ イ～ニのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(5) 入院院事故発生見舞金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 交通事故（相手入院院）状況確認書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ イ～ハのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(6) 死亡事故解決支援金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 新聞記事等死亡の事実が確認できるもの
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金の使途に関する報告書
- ホ 領収書または支払いを証明する書類
- ヘ 共済金受取人の印鑑証明書
- ト イ～ヘのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(7) 後遺障害事故解決支援金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 所定の書式による医師の障害診断書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金の使途に関する報告書
- ホ 領収書または支払いを証明する書類
- ヘ 共済金受取人の印鑑証明書
- ト イ～ヘのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(8) 入院院事故解決支援金の請求の場合

- イ 組合所定の共済金請求書
- ロ 所定の書式による医師の診療証明書または交通事故（相手入院院）状況確認書
- ハ 公の機関の交通事故証明書
- ニ 共済金の使途に関する報告書
- ホ 領収書または支払いを証明する書類
- ヘ イ～ホのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類

(共済金支払に関する調査)

第19条 組合は、共済金支払について必要な事項を調査することができます。

2 共済金受取人は、前項の調査の場合には、資料の提出その他必要な事項について組合に協力しなければなりません。

(共済金の支払時期)

第20条 組合は、第18条（共済金の請求手続）に基づき、第2条（共済金受取人）に定める共済金受取人から共済金の請求を受けた場合、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて30日以内に組合が共済金の支払を行うために必要な次の各号に掲げる事項について確認の上、支払うべき共済金額を決定し、共済金受取人が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害額および事故と損害の関係
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済約款において定め

- る無効、失効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済契約者に対して通知するものとします。
 - (1) 前項各号の事項を確認するための、警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査の結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - (2) 前項各号の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
 - (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - 3 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または共済金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

（不法取得目的による無効）

第21条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

（共済契約の失効）

- 第22条 次の（1）および（2）のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約は失効とします。
- (1) 1事故について、共済金の総額が死亡事故共済金相当額になった場合
 - (2) 共済期間を通じて、共済金の総額が死亡事故共済金相当額になった場合

（共済掛金未払の場合の解除）

- 第23条 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、その引落日の属する月（以下「振替不能月」といいます。）の末日をもって契約を解除します。
- 2 前項の場合には、共済掛金口座振替および分割払特約条項Ⅱ型第4条に基づき、解除日から1ヶ月間の猶予期間を設け、共済掛金の催告を行うとともに、翌月の振替日に2ヶ月分の併徴をします。
 - 3 前項の催告にもかかわらず、2ヶ月分の共済掛金が振替不能となった場合には、振替不能月の末日をもって共済契約はその効力を失います。また、振替不能月に生じた事故については、共済金は支払いません。

（共済契約の取消し）

第24条 共済契約者、共済金受取人または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

（共済契約者による共済契約の解除）

- 第25条 共済契約者は、将来に向かって本共済契約（一の共済契約であって複数の自動車を被共済自動車とする契約にあっては、その全部または一部の被共済自動車の契約）を解除することができます。この場合、第2項の書面の提出が、組合が共済契約者に対して通知する提出期日までに組合において受け付けられたものについて、解除を申し出た日の属する月の末日を解除日とします。
- 2 共済契約者が解除を請求するときは、組合に対し、組合所定の書面を提出しなければなりません。

（重大事由による共済契約の解除）

- 第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。
- (1) 共済契約者、被共済自動車を運転中の第4条（共済責任の範囲）第1項各号に定める者（以下「被共済自動車運転者」といいます。）、第16条（共済金の種類）第1項第1号に定める死亡者、後遺障害者、負傷者または共済金を受け取るべき者が、組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2) 被共済自動車運転者、共済金受取人が、本共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - (3) 共済契約者が次のアからオのいずれかに該当すること
 - ア 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者をいいます。以下、同様とします。）に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその経営を支配し、またはその法人の経営に実質的関与していると認められること
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 前三号に掲げるものの他、共済契約者、被共済自動車運転者、第16条（共済

金の種類）第1項第1号に定める死亡者、後遺障害者、負傷者または共済金を受け取るべき者が前三号の事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- 2 組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約の次の各号に定める者に対する部分を解除することができます。

- (1) 被共済自動車運転者（共済契約者を除く）または第16条（共済金の種類）第1項第1号に定める死亡者、後遺障害者または負傷者が、前項第3号アからウまでまたはオのいずれかに該当すること
- (2) 第16条（共済金の種類）第1項第1号に定める死亡者、後遺障害者または負傷者に対して支払う共済金を受け取るべき者が前項第3号アからオまでのいずれかに該当すること
- 3 組合は、共済金の支払事由が生じた後でも、前二項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、前二項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被共済自動車運転者（共済契約者を除く）または第16条（共済金の種類）第1項第1号に定める死亡者、後遺障害者または負傷者に生じた損害については適用しません。ただし、その損害に対して支払う共済金を受け取るべき者が第1項第3号アからオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、前項の規定を適用するものとします。

（共済金を支払わない場合）

第27条 組合は、次の各号による場合には、共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その役員および職員または法人の業務を行う者。以下、この条において同じ。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意または重大な過失によって生じた事故
- (3) 第4条（共済責任の範囲）第1項および第2項に掲げる運転者が法令に定める運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に生じた事故による共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院院事故共済金
- (4) 第4条（共済責任の範囲）第1項および第2項に掲げる運転者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転で被共済自動車を運転中に生じた事故による共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院院事故共済金
- (5) 第4条（共済責任の範囲）第1項および第2項に掲げる運転者が薬物の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に生じた事故による共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院院事故共済金
- (6) 地震、噴火または津波によって生じた事故

（共済掛金の返還）

- 第28条 組合は、次に掲げる場合には、共済掛金を返還する義務を負いません。
- (1) 第22条（共済契約の失効）第1項第1号に該当し、共済契約が失効した場合
 - (2) 第21条（不法取得目的による無効）の規定により共済契約が無効の場合
 - (3) 第24条（共済契約の取消し）の規定により共済契約を取り消した場合
 - 2 組合は、第22条（共済契約の失効）第1項第2号の規定により、共済契約が失効した場合、失効した日の翌月以降の共済掛金が払い込まれていたとき、組合は失効した日の翌月以降の当該被共済自動車に対する共済掛金を共済契約者に返還します。
 - 3 組合は、第26条（重大事由による共済契約の解除）の規定により解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、解除の日の属する月の翌月以降の共済掛金を返還します。
 - 4 第25条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により共済契約者が解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、解除の日の属する月の翌月以降の共済掛金を返還します。

（契約者割戻し）

- 第29条 組合は、自動車事故費用共済契約において事業年度毎に収支状況（共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち支払共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」といいます。）の支払い、事業費の支出、その他の費用等に充てられないものを差し引いた額）を判定し、その状況が良好な場合は、契約者割戻しを行います。
- 2 前項の契約者割戻しの額は、総会決定のうち、有効な契約に対して積み立てるものとします。ただし、当該事業年度中に共済金を支払った契約は除きます。なお、組合員の場合は、出資金に振り替えることとします。
 - 3 前項の積み立てられた契約者割戻しの額は、共済契約の消滅時に支払うものとします。ただし、共済契約者の請求があった場合にも支払うこととします。

（共済金の削減、共済掛金の追徴）

- 第30条 組合は、損失金てん補のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことができます。
- 2 共済金の削減は損失金をその事業年度に支払う共済金総額と、個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により共済金の支払を受ける個々の共済金受取人に

割当てて行います。

3 共済掛金の追徴は損失金をその事業年度の各共済契約者より収入する共済掛金の総額と、各共済契約者より収入する共済掛金との割合により、各共済契約者に割当てて行います。

(約款の変更)

第31条 この約款は、社会情勢、経済情勢等の著しい変化もしくは組合が必要と認めた場合には、変更することがあります。

2 前項により変更した約款は、その後の共済契約更新時から適用するものとします。ただし、共済契約者ならびに共済金受取人の一般の利益に適合する場合は、附則の期日によるものとします。

(時効)

第32条 共済金請求権は、共済金支払の事由が生じた時から3年間行わないときは時効によって消滅します。

(準拠法)

第33条 この約款に定めなき事項については、関係法令ならびに諸規程によります。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和6年9月1日から適用するものとします。

別表Ⅰ 用語の定義

自動車事故費用共済団体約款に定める用語の定義は次のとおりとします。

(1) 交通事故

交通事故とは、日本国内で発生した運行中の被共済自動車に搭乗中に生じた事故をいいます。

(2) 後遺障害

後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、別表Ⅱに定める身体障害のいずれかに該当する状態をいいます。

(3) 医師

医師とは、法令に定める医師および歯科医師または組合が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。

(4) 病院または診療所

病院または診療所とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
- ② 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所
- ③ 上記①と同程度と組合が認めた日本国外にある医療施設

(5) 入院

入院とは、医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等（老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人保健施設ならびに介護保険法に定める介護保健施設等を含みます。）での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(6) 通院

通院とは、医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要なため、病院または診療所において外来または往診により治療を受けることをいいます。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度まで傷害がなおった時は、以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

(7) 事実上婚姻と同様の関係にある者

事実上婚姻と同様の関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいいます。内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものとします。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

別表Ⅱ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	支払割合 共済金額に対し
第1級	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼および言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したものの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの	90%
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼または言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	75%
第4級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひざ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したものの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	65%
第5級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用を全廃したものの 7. 1下肢の用を全廃したものの 8. 両足の足指の全部を失ったもの	55%
第6級	1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 8. 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	45%
第7級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したものの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの	40%
第8級	1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したのまたはおや指以外の4の手指の用を廃したものの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの	30%
第9級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	25%

等級	後遺障害	支払割合 共済金額に対し
	8. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1 耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1 手のおや指またはおや指以外の2 の手指を失ったもの 13. 1 手のおや指を含み2 の手指の用を廃したのまたはおや指以外の3 の手指の用を廃したのもの 14. 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの 15. 1 足の足指の全部の用を廃したのもの 16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17. 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1. 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2. 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの 4. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1 手のおや指またはおや指以外の2 の手指の用を廃したのもの 8. 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9. 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの 10. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6. 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7. 脊柱に変形を残すもの 8. 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの 9. 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指の用を廃したのもの 10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1. 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2. 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの 7. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 1 手のご指を失ったもの 10. 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したのもの 11. 1 足の第2 の足指を失ったもの、第2 の足指を含み2 の足指を失ったものまたは第3 の足指以下の3 の足指を失ったもの 12. 1 足の第1 の足指または他の4 の足指の用を廃したのもの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	1. 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの 5. 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 1 手のご指の用を廃したのもの 7. 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8. 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1 足の第3 の足指以下の1 または2 の足指を失ったもの 10. 1 足の第2 の足指の用を廃したのもの、第2 の足指を含み2 の足指の用を廃したのまたは第3 の足指以下の3 の足指の用を廃したのもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
第14級	1. 1 眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの 2. 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1 足の第3 の足指以下の1 または2 の足指の用を廃したのもの 9. 局部に神経症状を残すもの	4%

(備考)

1. 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
6. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

ご契約内容に関するお問い合わせは…
 広島県共済組合員相談室
 **0120-708030**

(2024年8月5日改定)